三重地方最低賃金審議会の意見に関する公示

三重労働局一般公示第218号

令和８年10月21日三重地方最低賃金審議会から三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第３項において準用する同法第11条第１項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、三重県の区域内で下記の２に掲げる使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第３項において準用する同法第11条第２項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第８条の規定に基づき、令和８年11月５日までに三重労働局長あて（津市島崎町327番２）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和８年10月21日

三重労働局長　渡　辺　　聡

記

三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る三重地方最低賃金審議会の意見の要旨

三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金を次のように定めること。

三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金

１　適用する地域

三重県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

⑴　建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業
⑵　自動車・同附属品製造業
⑶　船舶製造・修理業、舶用機関製造業
⑷　産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
⑸　その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）
⑹　⑴から⑸までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
⑺　純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が⑴から⑸までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18 歳未満又は 65 歳以上の者
⑵　雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの
⑶　次に掲げる業務に主として従事する者
イ　清掃又は片付けの業務
ロ　賄いの業務
ハ　書類等の事業場内集配、複写又は運搬の業務
ニ　手作業により又は手工具若しくは小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、かしめ、穴あけ、取付け、選別、検数又は材料若しくは部品の送給、取りそろえの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）
ホ　手作業による簡単なさび落とし、塗装若しくはメッキにおけるマスキング又はさび止めの処理の業務

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間　　1,167 円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

令和８年12月21日